



## 犯罪の被害にあわれた方へ



ここでは、犯罪の被害にあわれた方に「捜査や裁判の進み方」や「利用できる制度」などについてお知らせしています。つらい思いをされているみなさんの手助けになれば幸いです。

### 刑事手続の概要



人を殺したり、殴ったり、物を奪ったりする行為は、法律で禁止されています。こうした行為を犯罪といいます。犯人を明らかにし、犯罪事実を確定し、科すべき刑罰を定める一連の手続を刑事手続といいます。これは、大きく分けて次の三つの段階で進みます。

#### 1 捜査

犯人を捜して捕まえたり証拠を集めたりする活動を「捜査」といいます。

警察が被疑者を逮捕しますと、逮捕してから48時間以内にその身柄を検察官に送ります。検察官は、引き続き身柄を拘束する必要があると認める場合には、裁判官に対して「勾留」の請求をし、その請求が認められると、被疑者は最長で20日間その身柄を拘束されることとなります。

◆ 被疑者に逃走するおそれなどが無い場合には、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を記した書類等を検察官に送ることとなります。

#### 2 起訴

検察官は、勾留している内に、被疑者が本当に犯人かどうかを確かめて、刑罰を科すため裁判にかけるかどうかを決めます。裁判にかけることを「起訴」といい、裁判にかけない場合を「不起訴」といいます。

#### 3 公判

起訴された被疑者は「被告人」と呼び名が変わります。裁判所の法廷で審理が行われ、判決が下されます。この判決までの法廷での審理を「公判」といいます。

公判は誰でも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、事件を担当する裁判所に問い合わせてください。

※ 犯人が少年（20歳未満）の場合には少年審判が行われ、上記とは手続きに違いがあります。

### 被害者の方へのお願い



被害者の方には、刑事手続上様々なお願いをすることがあります。犯人を逮捕し、厳しく処罰する上で非常に重要なことばかりですので、是非ともご協力をお願いします。

#### 1 事情聴取

警察に被害を届け出ると、担当の捜査員が、被害の状況や犯人の人相などについて詳しくお尋ねします。詳しいことが分かれば分かるほど捜査もスムーズになり、犯人を早期に検挙することができるようになります。

※ 個人情報~~を~~犯人などの相手方へ知られたくない方は、遠慮無く申し出てください。

警察官は、あなたの住所、氏名、生年月日、連絡先、職業、勤務先、家族構成等をお尋ねすることがありますが、捜査上必要なことですのでお聞きしています。

必要があつて公判であなたの氏名や年齢が明かされる場合があります。

必ずしも全ての事項について相手方に知られないようにできるものではありませんので、ご理解ください。

## 2 証拠品の提出

事件の時に被害にあわれた方が着ていた服や持っていた物などを証拠品として提出していただくことがあります。これらは「物的証拠」といって、公判において非常に有力な証拠となりますので、ご協力をお願いします。証拠品として提出していただいた物は、保管する必要がなくなればお返しいたします。

## 3 実況見分（検証）への立会

実況見分（検証）に立ち会っていただくこともあります。実況見分（検証）とは、警察官が犯罪の現場等において、被害者の方から説明を聴いてその状況を確認することをいいます。実況見分（検証）にはある程度の時間がかかりますが、現場の状況や被害の事実を明らかにするために行うものですので、ご協力をお願いします。

## 4 公判への出廷

被疑者が起訴されると、裁判所で公判（裁判）が始まります。公判（裁判）では、場合によっては被害者の方に証人として出廷していただくことがあります。

### 各種制度

#### 1 被害者連絡制度

被害にあわれた方は、その後事件の捜査はどうなっているのか、犯人は捕まったのかなどについて、大きな関心をお持ちのことと思います。警察では、殺人、強盗、強制性交等、誘拐事件などについて、事件を担当している捜査員等が、被害にあわれた方に対して情報を提供しております。

詳しいことについては、担当の捜査員にお尋ねください。

#### 2 被害者等通知制度

検察庁では、被害者や参考人の方等に対し、事件の処分結果等に関する情報を提供する被害者等通知制度を設けています。

詳しいことについては、名古屋地方検察庁まで日本語でお問い合わせ下さい。

#### 3 犯罪被害給付制度

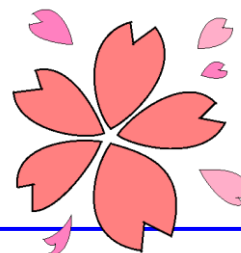
犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族、又は重傷病を負い、若しくは身体等に障害を負わされた被害者が何らの公的救済や加害者等からの損害賠償も得られない場合に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給するものです。

詳しいことについては、愛知県警察本部住民サービス課犯罪被害者支援室（電話：052-951-1611 内線 2983）又は最寄りの警察署住民サービス係まで日本語でお問い合わせ下さい。

#### 4 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、民法上の不法行為に該当しますので、被害にあわれた方は、加害者などに対して財産的損害、精神的損害の賠償請求をすることができます。これは民事手続きとなり、警察が直接に関与できないことをご承知ください。

次の「相談窓口」を参考にしてください。



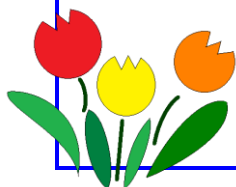
## 相談窓口



## 相談窓口

〈2021年10月現在〉

名称	電話番号	相談種別・開設時間等
愛知県警察本部 住民サービス課 犯罪被害者支援室 ハートフルライン	052 954-8897	犯罪被害者のためのこころの悩み電話相談 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時
名古屋地方検察庁 被害者ホットライン	052 951-4538	被害者の方からの被害相談や事件に関する照会等の各種問い合わせ 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～午後5時 時間外でも伝言やFAXによる利用が可能
公益社団法人 被害者サポート センターあいち (あいぼーと)	052 232-7830 又は 0570 783-554 (ナビダイヤル)	◆電話相談 毎週月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前10時～午後4時
		◆法律相談 毎月第2・第4水曜日（祝日・年末年始を除く） 午後1時～午後4時 (弁護士による電話相談、無料)
		◆面接相談【予約制】 (臨床心理士による無料カウンセリング)
		◆ナビダイヤル 午前7時30分～午後10時（年末年始を除く）
日本司法支援センター（法テラス） 愛知地方事務所	050 3383-5460  0570 079714 (犯罪被害者支援 ダイヤル) IP電話からは 03 6745-5601	犯罪被害者支援団体等に関する情報、刑事手続や制度の紹介、犯罪被害者等の支援に精通した弁護士の紹介  ・愛知地方事務所 平日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)  ・犯罪被害者支援ダイヤル 平日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時 (祝日・年末年始を除く)



愛知県弁護士会 名古屋法律 相談センター	0 5 2 5 6 5 - 6 1 1 0	一般法律相談（面接相談） 全日（土日祝日を含む） 午前9時20分～午後4時25分 （土曜日は午後2時まで）
	0 5 2 5 7 1 - 5 1 0 0	犯罪被害者相談（電話相談・無料） 毎週金曜日（祝日・年末年始を除く） 午後1時～午後4時
	0 5 2 5 7 1 - 3 1 1 0	女性に対する暴力相談（電話相談・無料） 毎週木曜日（祝日・年末年始を除く） 午後2時～午後4時
	相談内容に応じて 上記のいずれかの 番号へ電話して予 約してください。	弁護士との面接相談 （予約制・有料） 相談内容により曜日・時間などが異なるので、予 約時に確認してください。

